

令和8年

上尾市議会3月定例会議案

概要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 11 号	上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例 の制定について	1
議案第 12 号	上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定に ついて	2
議案第 13 号	上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 14 号	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一 部を改正する条例の制定について	4
議案第 15 号	上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在 り方審議会条例の制定について	5
議案第 16 号	上尾市産業振興会議条例の制定について	6
議案第 17 号	上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転 管理事業評価委員会条例の制定について	7
議案第 18 号	上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて	8
議案第 19 号	上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	9
議案第 20 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	10
議案第 21 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	11
議案第 22 号	上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 の制定について	12
議案第 23 号	上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正す る条例の制定について	13
議案第 24 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	14
議案第 25 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に ついて	15

議案第 26 号	市道路線の認定について	1 6
議案第 27 号	市道路線の認定について	2 3
議案第 28 号	市道路線の認定について	4 2
議案第 29 号	市道路線の廃止について	4 4

議案第11号

上尾市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部都市計画課)

1 提案理由	組織再編における事務の移管に伴い、上尾市空家等対策協議会の庶務を処理する組織について改めるもの
2 内容	<p>空家等対策協議会の庶務を処理する組織について規定の整理を行う。</p> <p>条例第9条の改正部分</p> <p>【改正前】</p> <p>協議会の庶務は、<u>市民生活部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>協議会の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第12号

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例の制定について

(教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室)

1 提案理由	上尾市立大石南中学校に関する学校規模の適正化について協議し、子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、附属機関として上尾市立大石南中学校再編検討協議会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>協議会は、大石南中学校に関し、次に掲げる事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学校の再編に関すること。(2) 通学区域の編成に関すること。(3) 生徒の安全確保に関すること。(4) 前3号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関する事項について、教育委員会が必要と認める事項に関する事項。 <p>2 組織</p> <p>協議会は、委員22人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 報酬</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会長 日額 7,000円(2) 委員 日額 6,000円
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第13号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

(学校教育部指導課)

1 提案理由	上尾市いじめ問題再調査委員会から提出された調査報告書の提言を踏まえ、上尾市いじめ問題調査委員会の所掌事務を見直すもの
2 内容	令和7年10月27日付で上尾市いじめ問題再調査委員会から提出された調査報告書の提言を踏まえ、いじめの重大事態の発生時における調査に加え、いじめ防止等のための対策について、上尾市いじめ問題調査委員会において調査審議を行うことができるようとする。
3 施行期日	公布の日

議案第14号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
(学校教育部指導課)

1 提案理由	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの
2 内容	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正を踏まえ、規定の整理を行う。</p> <p>題名の改正部分</p> <p>【改正前】 上尾市立中学校部活動<u>地域移行</u>推進協議会条例</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 上尾市立中学校部活動<u>地域展開</u>推進協議会条例</p> <p>条例第1条から第3条の改正部分</p> <p>【改正前】 部活動の<u>地域移行</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】 部活動の<u>地域展開</u></p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第15号

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例の制定について (環境経済部西貝塚環境センター)

1 提案理由	上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方の方針を策定するため、附属機関として上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関する方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関し、市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>審議会は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 会長 日額 7,000円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000円</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第 16 号

上尾市産業振興会議条例の制定について

(環境経済部商工課)

1 提案理由	市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興の施策を推進するため、附属機関として上尾市産業振興会議を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>産業振興会議は、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。</p> <p>(2) 産業振興に関する計画に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、産業振興の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組織</p> <p>産業振興会議は、委員 14 人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2 年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 会長 日額 7,000 円</p> <p>(2) 委員 日額 6,000 円</p>
3 施行期日	令和 8 年 4 月 1 日

議案第17号

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会条例の制定について (上下水道部水道施設課)

1 提案理由	上尾市水道事業の集中監視制御システム更新及び運転管理事業を公平かつ適正に評価するため、附属機関として上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業評価委員会を設置するもの
2 内容	<p>1 所掌事務</p> <p>委員会は、水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 事業の実施状況や進捗状況の確認に関すること。</p> <p>(2) 事業者から提出された報告書等の審査に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の評価に関し市長が必要と認めること。</p> <p>2 組織</p> <p>委員会は、委員4人以内をもって組織する。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、2年とする。</p> <p>4 報酬</p> <p>(1) 委員長 日額 16,000円</p> <p>(2) 委員 日額 15,000円</p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第18号

上尾市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部行政経営課)

1 提案理由	行政需要の増加に対応するため、職員の定数又は定員を改めるもの																																			
2 内容	<p>一般職に属する職員の定数又は定員を次のように改める。</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>1 3</td> <td>1 4</td> </tr> <tr> <td>市長の補助機関である職員</td> <td>9 4 6</td> <td>1, 0 2 7</td> </tr> <tr> <td>水道事業の職員</td> <td>4 9</td> <td>4 9</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務局の職員</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務職員</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の職員</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員及び 学校その他の教育機関の職員</td> <td>1 6 7</td> <td>1 7 2</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>3 2 8</td> <td>※3 8 3</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>1, 5 2 2</td> <td>1, 6 6 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和13年度に予定している消防署（伊奈町の北部）の新設を見据えた増加</p>			区分	現行	改正後	議会の事務局の職員	1 3	1 4	市長の補助機関である職員	9 4 6	1, 0 2 7	水道事業の職員	4 9	4 9	選挙管理委員会の職員	7	8	監査委員の事務局の職員	5	6	公平委員会の事務職員	1	1	農業委員会の職員	6	7	教育委員会の事務局の職員及び 学校その他の教育機関の職員	1 6 7	1 7 2	消防職員	3 2 8	※3 8 3	総数	1, 5 2 2	1, 6 6 7
区分	現行	改正後																																		
議会の事務局の職員	1 3	1 4																																		
市長の補助機関である職員	9 4 6	1, 0 2 7																																		
水道事業の職員	4 9	4 9																																		
選挙管理委員会の職員	7	8																																		
監査委員の事務局の職員	5	6																																		
公平委員会の事務職員	1	1																																		
農業委員会の職員	6	7																																		
教育委員会の事務局の職員及び 学校その他の教育機関の職員	1 6 7	1 7 2																																		
消防職員	3 2 8	※3 8 3																																		
総数	1, 5 2 2	1, 6 6 7																																		
3 施行期日	令和8年4月1日																																			

議案第19号

上尾市職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	市役所におけるカスタマー・ハラスメントに関し、必要な事項を整備するもの
2 内容	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正を踏まえ、市役所におけるカスタマー・ハラスメントの定義を定めるほか、カスター・ハラスメントへの組織的対応について整備する。</p> <p>1 カスター・ハラスメントの定義</p> <p>市民その他市政に関わりのある者の言動であって、職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該職員の就業環境が害されること。</p> <p>2 カスター・ハラスメントへの組織的対応</p> <p>カスター・ハラスメントと判断される言動が行われた場合には、所属長が対策を講じるほか、コンプライアンス推進委員会等を活用して組織的に対応する。</p>
3 施行期日	公布の日

議案第20号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について (行政経営部市民税課)

1 提案理由	固定資産評価審査委員会委員に対する報酬の支払を見直すもの
2 内容	<p>固定資産評価審査委員会委員の報酬の支払を、次のとおり改める。</p> <p>【改正前】</p> <p>(1) 委員長 年額 <u>28,000円</u> (2) 委員 年額 <u>26,000円</u></p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【改正後】</p> <p>(1) 委員長 日額 <u>10,000円</u> (2) 委員 日額 <u>9,000円</u></p>
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第21号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由	地方税法施行令の一部改正を踏まえた本市における国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく税率の見直しのほか、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を整備するもの																																																					
2 内容	<p>1 賦課限度額の引上げ</p> <p>国民健康保険税のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>65万円</td> <td>66万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>24万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>17万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>106万円</td> <td>109万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 税率の見直し</p> <p>埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、法定外一般会計繰入金等（赤字）を解消するため、国民健康保険税の税率を見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">現 行</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> <tr> <th></th> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎課税額</td> <td>7.20%</td> <td>38,000円</td> <td>8.10%</td> <td>49,233円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額</td> <td>2.70%</td> <td>15,000円</td> <td>2.83%</td> <td>17,105円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額</td> <td>2.40%</td> <td>17,000円</td> <td>2.47%</td> <td>17,492円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12.30%</td> <td>70,000円</td> <td>13.40%</td> <td>83,830円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 子ども・子育て支援納付金課税額の賦課徴収</p> <p>国の子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、従来の国民健康保険税に加えて子ども・子育て支援納付金に充てるための国民健康保険税を賦課徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割額</th> <th>均等割額</th> <th>18歳以上 均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども・子育て支援納付金課税額</td> <td>0.26%</td> <td>1,580円</td> <td>107円</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	基礎課税額	65万円	66万円	後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円	介護納付金課税額	17万円	17万円	合計	106万円	109万円		現 行		改 正 後			所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	基礎課税額	7.20%	38,000円	8.10%	49,233円	後期高齢者支援金等課税額	2.70%	15,000円	2.83%	17,105円	介護納付金課税額	2.40%	17,000円	2.47%	17,492円	合計	12.30%	70,000円	13.40%	83,830円		所得割額	均等割額	18歳以上 均等割額	子ども・子育て支援納付金課税額	0.26%	1,580円	107円
	現行	改正後																																																				
基礎課税額	65万円	66万円																																																				
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円																																																				
介護納付金課税額	17万円	17万円																																																				
合計	106万円	109万円																																																				
	現 行		改 正 後																																																			
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額																																																		
基礎課税額	7.20%	38,000円	8.10%	49,233円																																																		
後期高齢者支援金等課税額	2.70%	15,000円	2.83%	17,105円																																																		
介護納付金課税額	2.40%	17,000円	2.47%	17,492円																																																		
合計	12.30%	70,000円	13.40%	83,830円																																																		
	所得割額	均等割額	18歳以上 均等割額																																																			
子ども・子育て支援納付金課税額	0.26%	1,580円	107円																																																			
3 施行期日	令和8年4月1日																																																					

議案第22号

上尾市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	上尾市老人福祉センターにおける指定管理者が行うことができる業務の範囲を拡大するもの
2 内容	上尾市老人福祉センターにおける施設及び設備の利用の許可に係る業務に關し、指定管理者が行うことができるようとする。
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第23号

上尾市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
(健康福祉部障害福祉課)

1 提案理由	上尾市身体障害者福祉センターにおける指定管理者が行うことができる業務の範囲を拡大するもの
2 内容	上尾市身体障害者福祉センターにおける施設及び設備の利用の許可に係る業務に關し、指定管理者が行うことができるようとする。
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第24号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	個人の住民税に係る令和7年度税制改正に伴い、介護保険料の算定に係る特例の規定を整備するもの
2 内容	令和7年度税制改正により、個人の住民税の給与所得控除の最低保障額が引き上げられるが、合計所得金額を算定基礎とする介護保険料収入が不足するのを防ぐため、介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、令和8年度の介護保険料の算定に限り、引上げ前の控除額を用いて計算する特例措置を講じて算定する。
3 施行期日	令和8年4月1日

議案第25号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(消防本部予防課)

1 提案理由	総務省令の改正に伴い、簡易サウナ設備について火災予防上必要な基準を整備するもの
2 内容	<p>現行のサウナ設備の基準は、浴場等の屋内に設置することを想定したものとなっていることから、屋外等に設置する簡易サウナ設備に適用される基準を新たに整備する。</p> <p>※簡易サウナ設備…屋外等のテントやバレル（木樽）に設置される消費熱量が小さいサウナ設備</p>
3 施行期日	令和8年3月31日

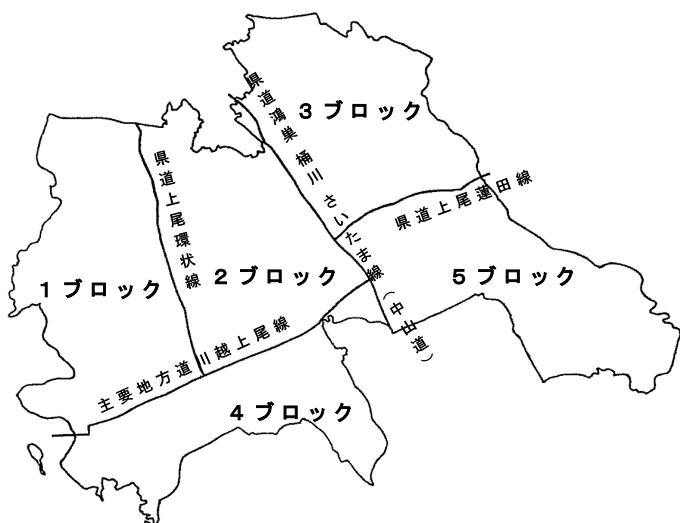
議案第26号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由	都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの																								
2 内容	<p>都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>路線名</th><th>路線数</th><th>延長 (m)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2 ブロック</td><td>22071号線</td><td>1</td><td>76.55</td></tr><tr><td>3 ブロック</td><td>31219号線～ 31221号線</td><td>3</td><td>229.75</td></tr><tr><td>4 ブロック</td><td>40560号線、 40561号線</td><td>2</td><td>134.70</td></tr><tr><td>5 ブロック</td><td>51181号線～ 51183号線</td><td>3</td><td>237.80</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>9</td><td>678.80</td></tr></tbody></table>	区分	路線名	路線数	延長 (m)	2 ブロック	22071号線	1	76.55	3 ブロック	31219号線～ 31221号線	3	229.75	4 ブロック	40560号線、 40561号線	2	134.70	5 ブロック	51181号線～ 51183号線	3	237.80	計		9	678.80
区分	路線名	路線数	延長 (m)																						
2 ブロック	22071号線	1	76.55																						
3 ブロック	31219号線～ 31221号線	3	229.75																						
4 ブロック	40560号線、 40561号線	2	134.70																						
5 ブロック	51181号線～ 51183号線	3	237.80																						
計		9	678.80																						

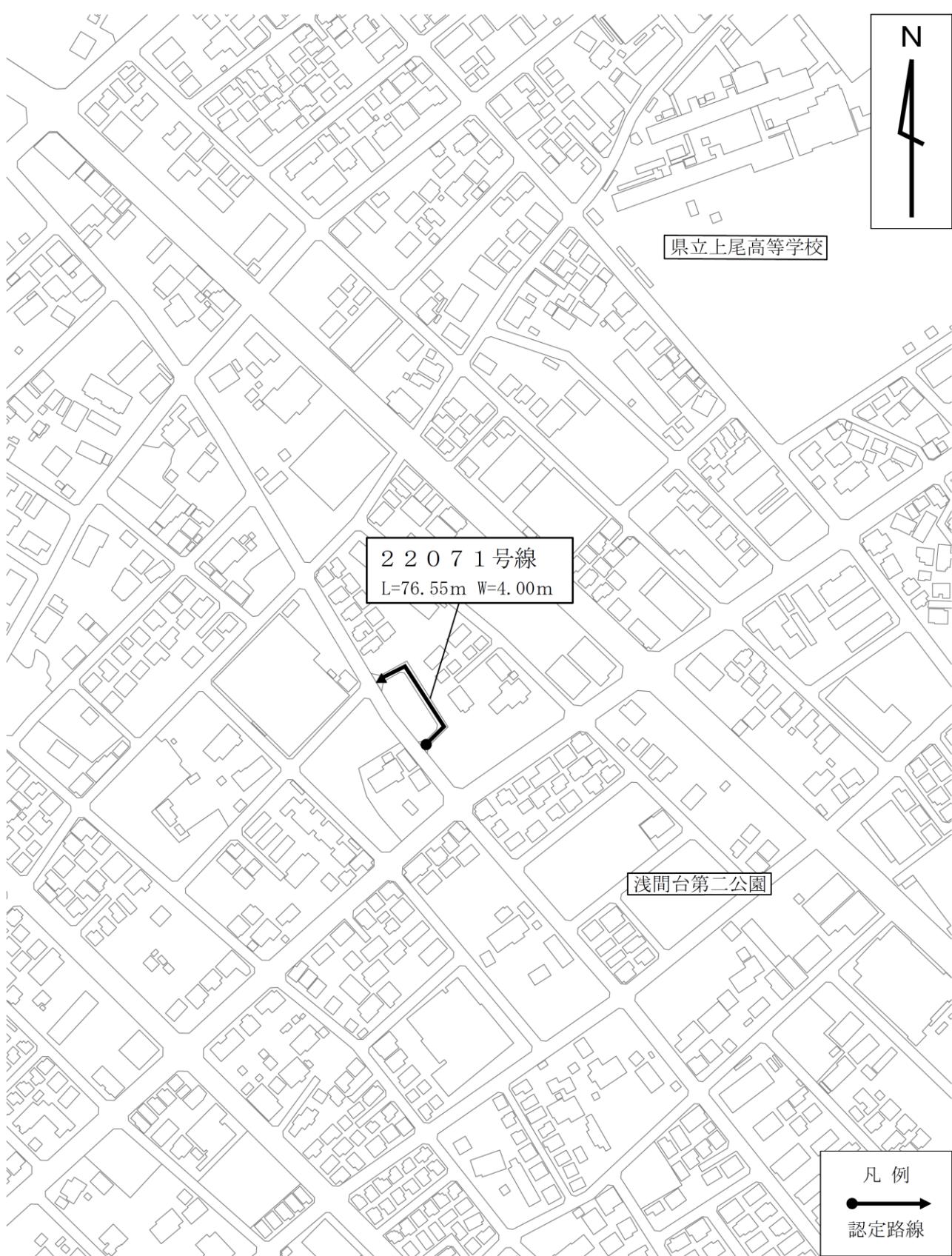
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

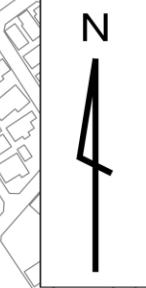
1 : 3,000

2 ブロック



認定路線図（位置図）

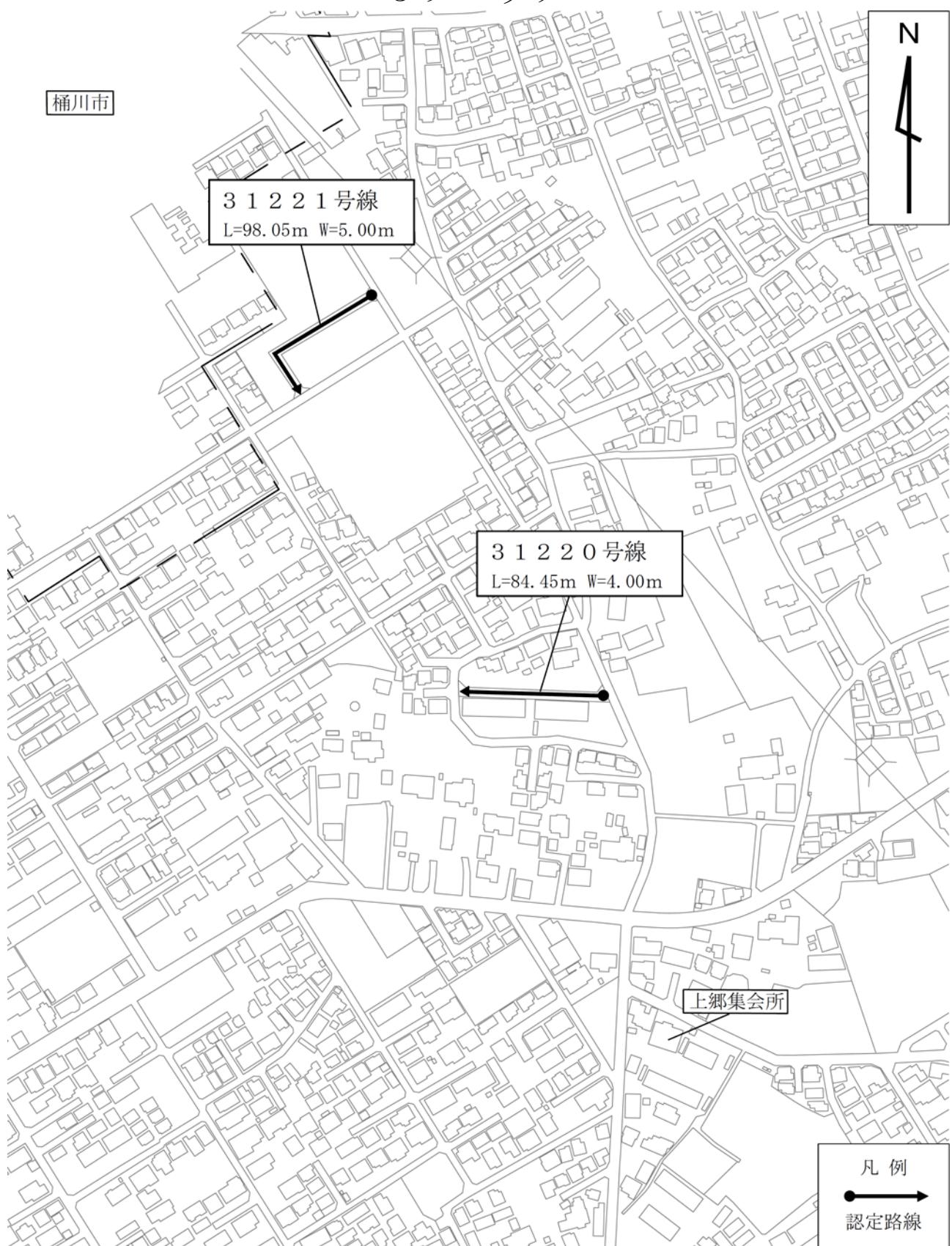
1 : 3,000
3 ブロック



認定路線図（位置図）

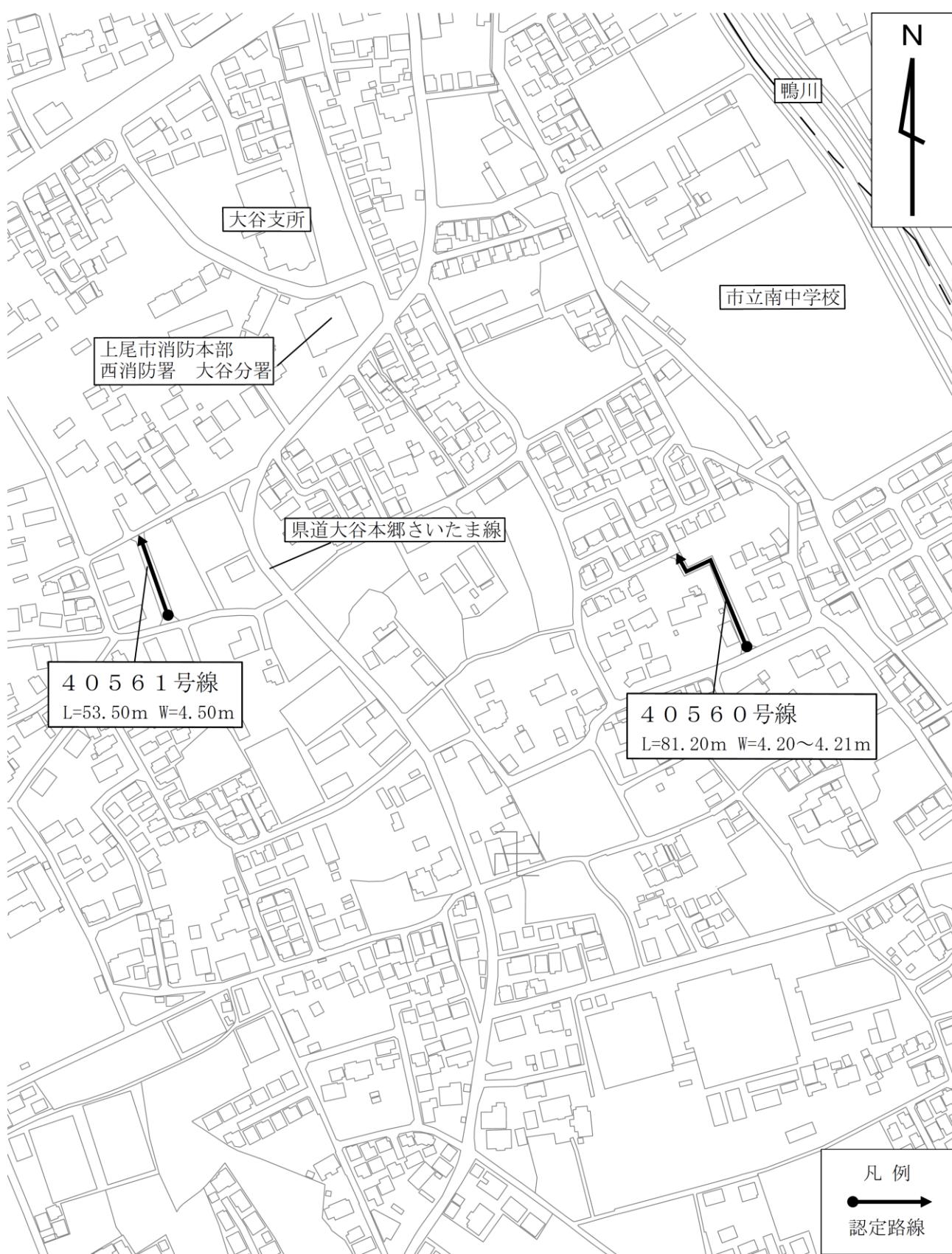
1 : 3,000

3 ブロック



認定路線図（位置図）

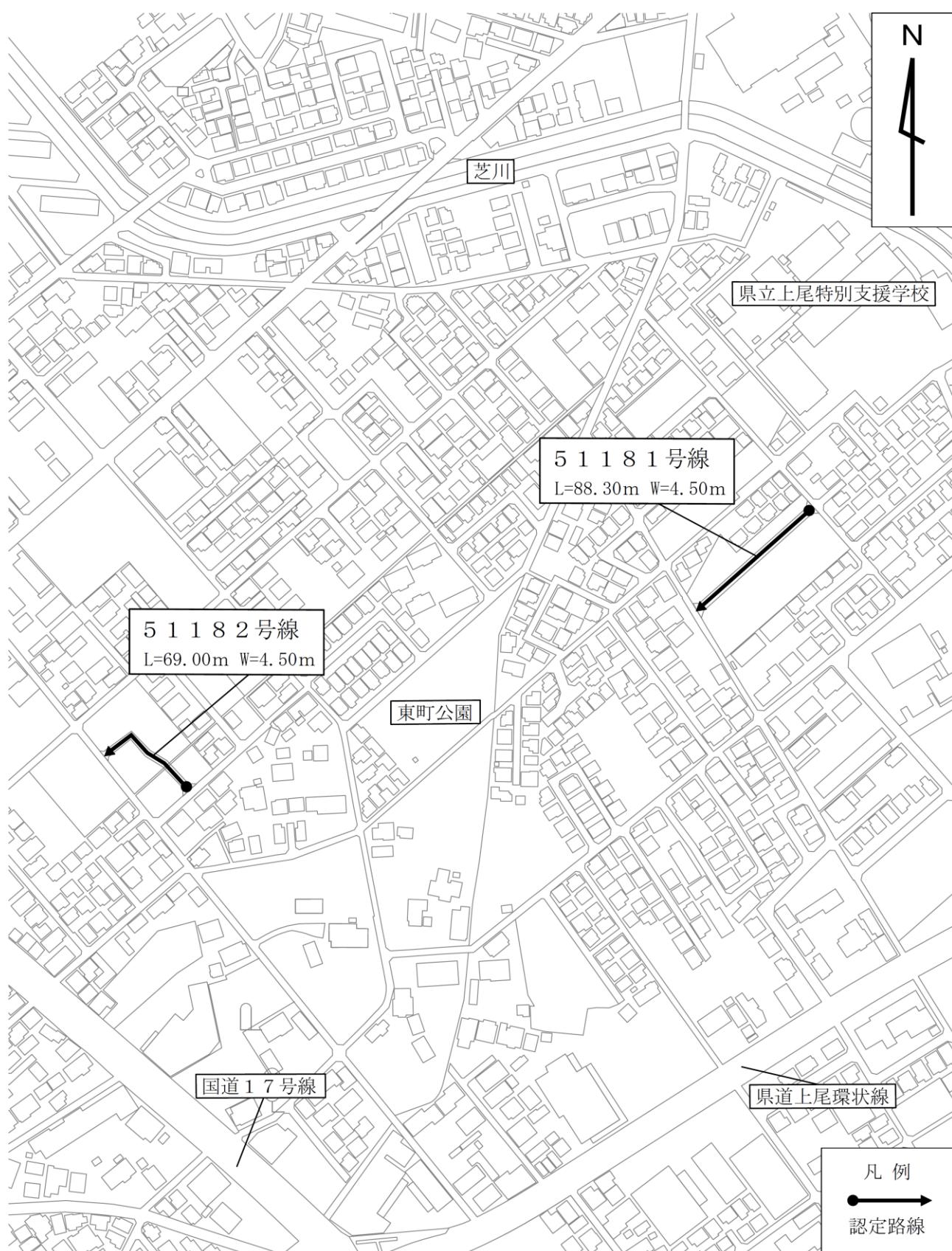
1 : 3,000
4 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

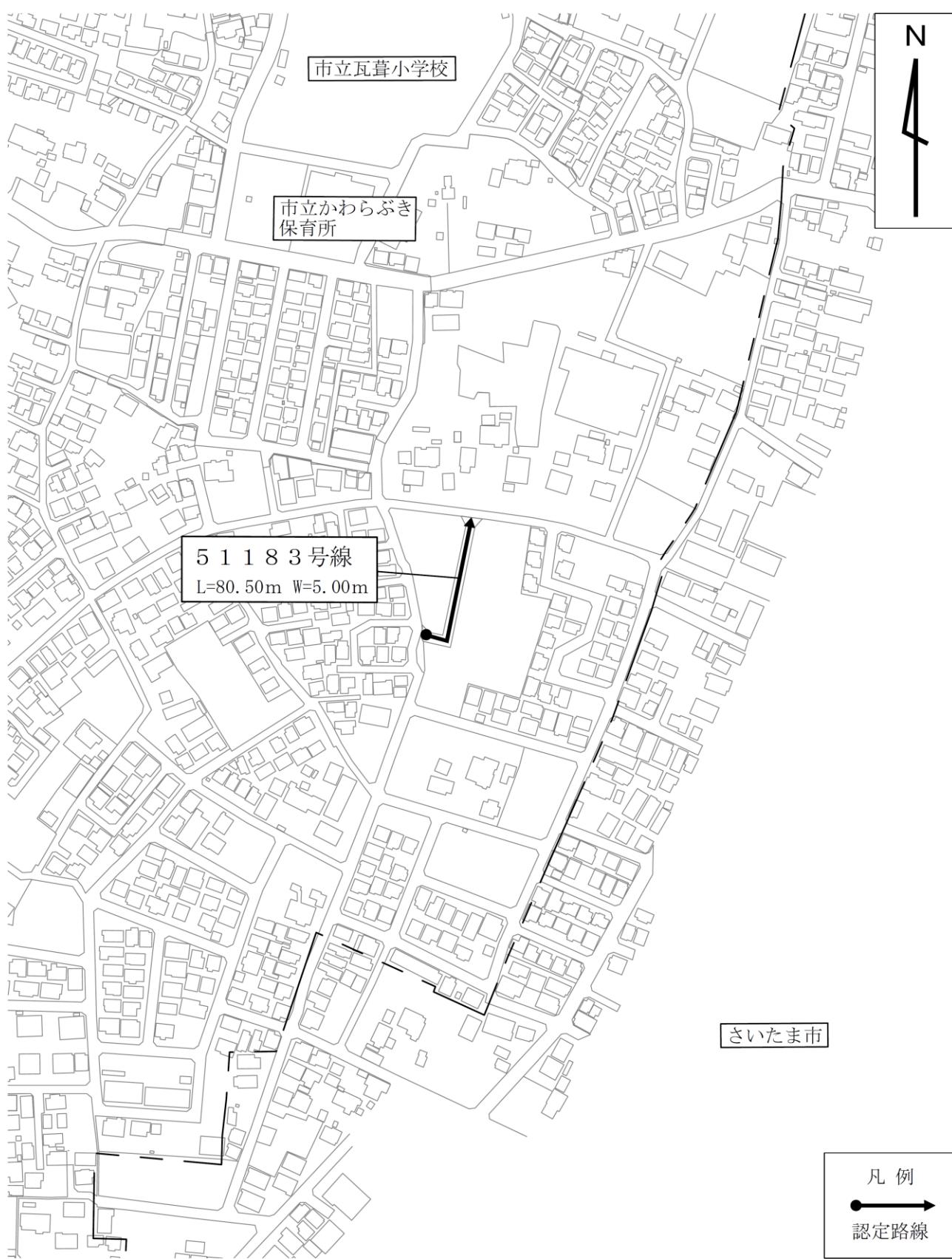
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



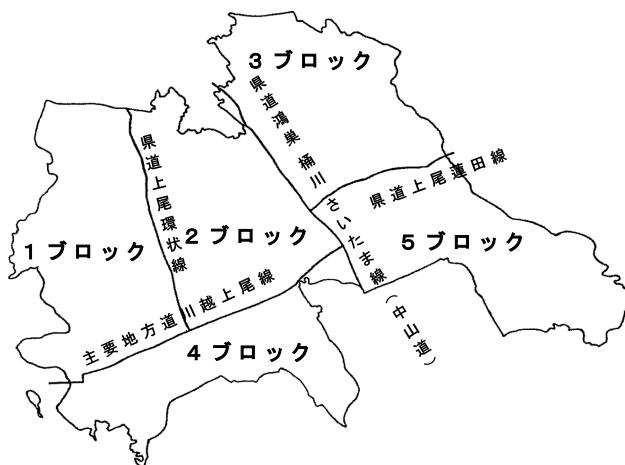
議案第27号

市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由	一般交通の用に供する道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの		
2 内容	一般交通の用に供する道路を市道路線として認定する。		
区分	路線名	路線数	延長 (m)
1 ブロック	10787号線～ 10792号線	6	688.20
2 ブロック	22072号線～ 22076号線	5	360.46
3 ブロック	31223号線～ 31228号線	6	247.23
4 ブロック	40562号線	1	161.29
5 ブロック	51184号線～ 51189号線	6	436.19
計		24	1893.37

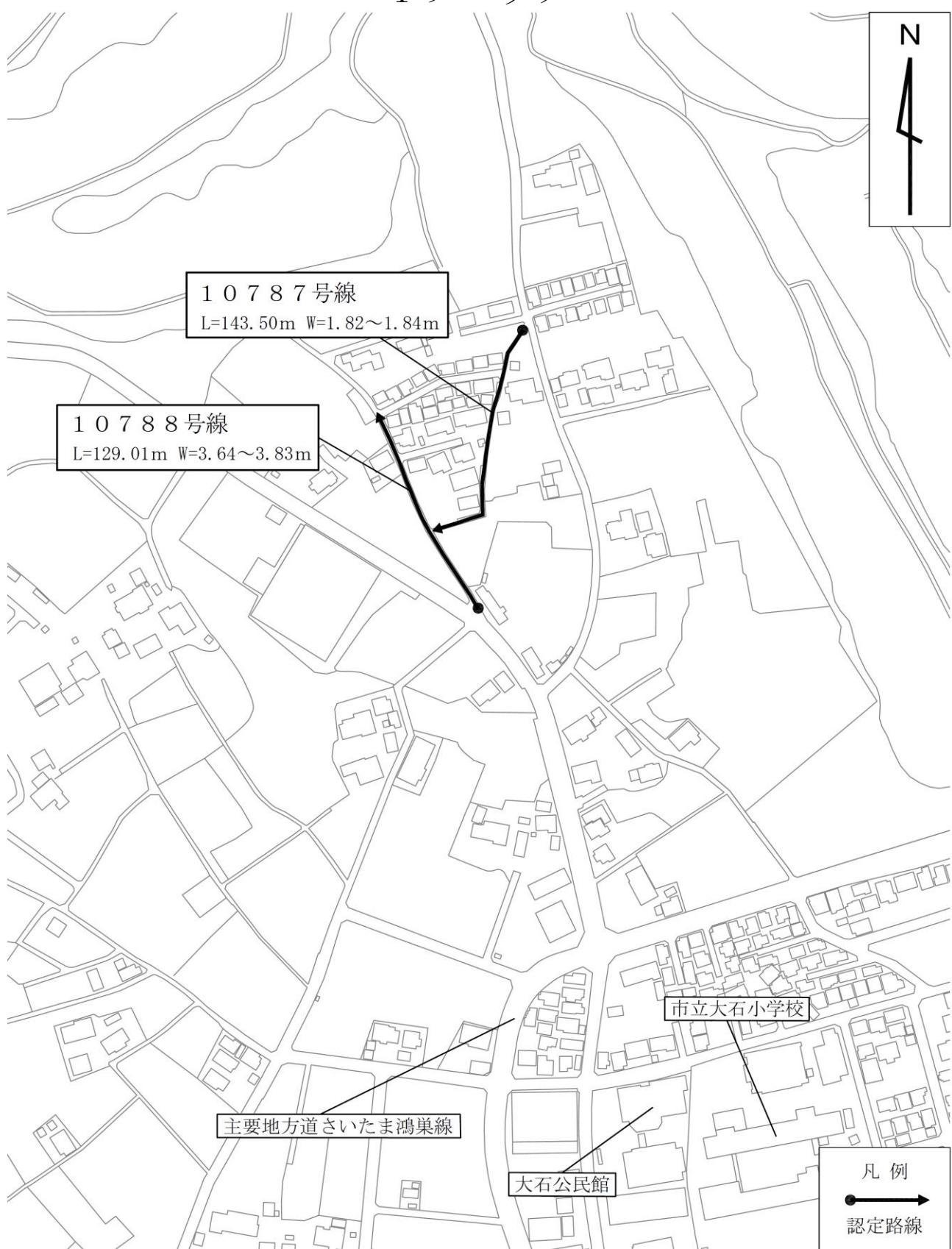
市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

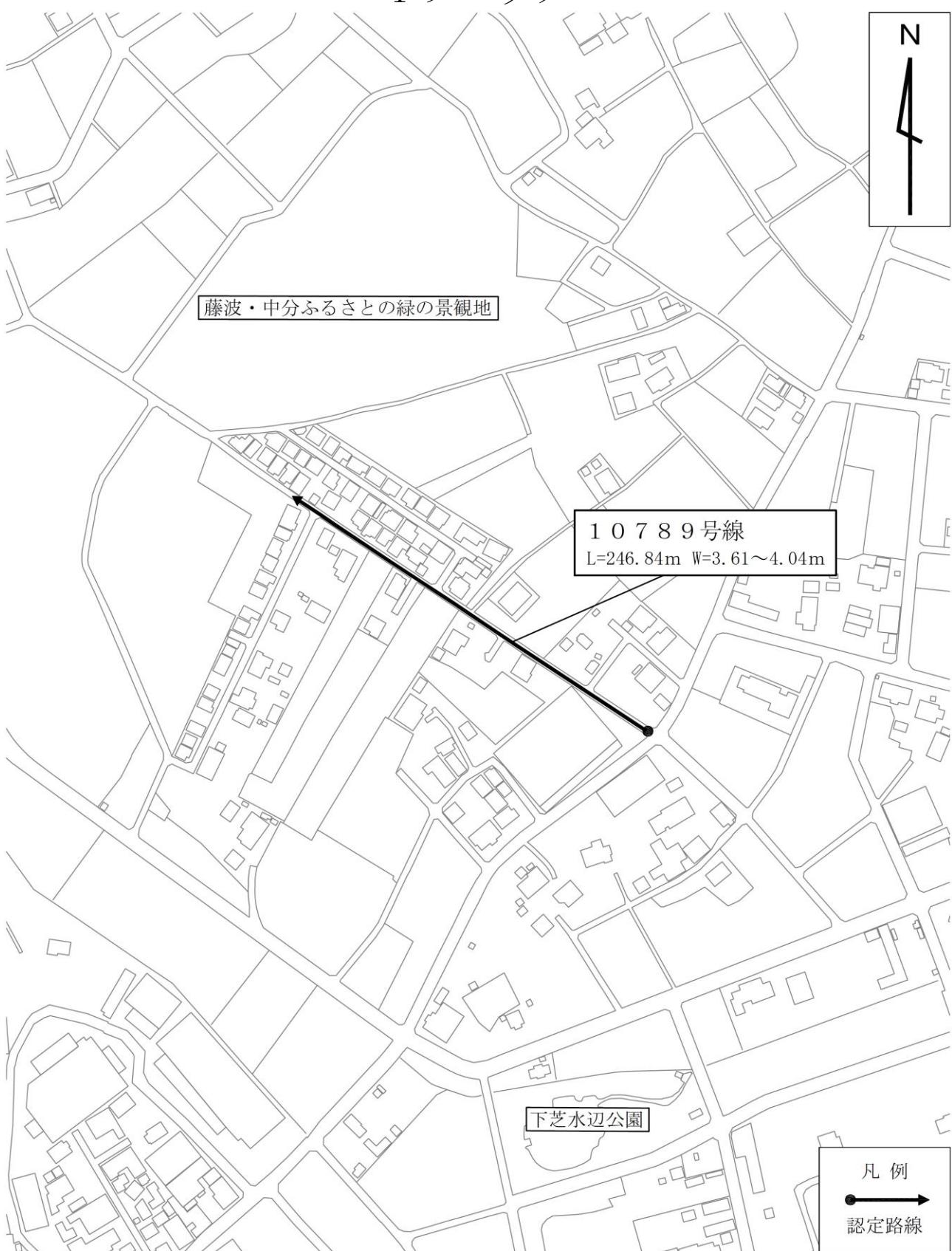
1 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

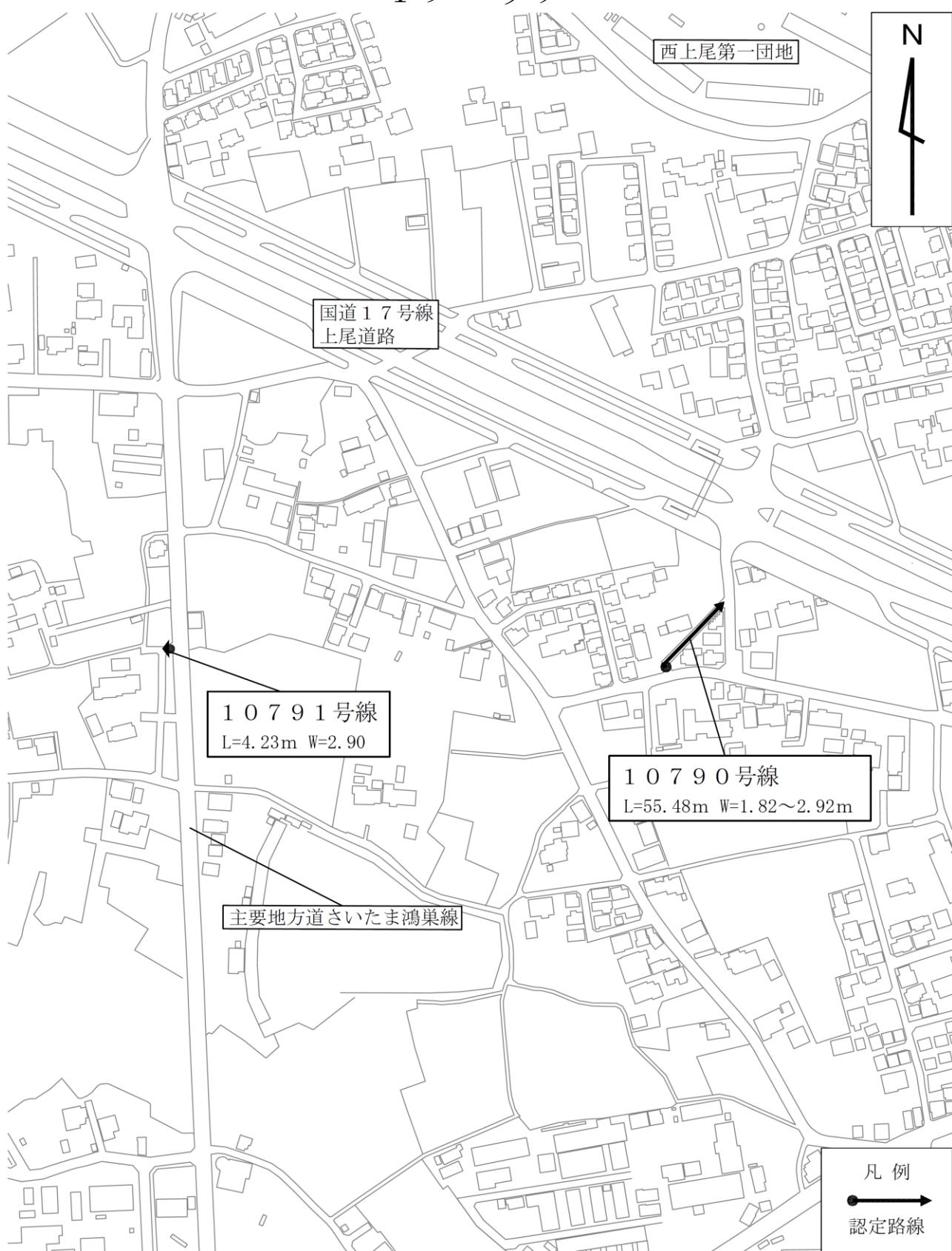
1 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

1 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

1 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

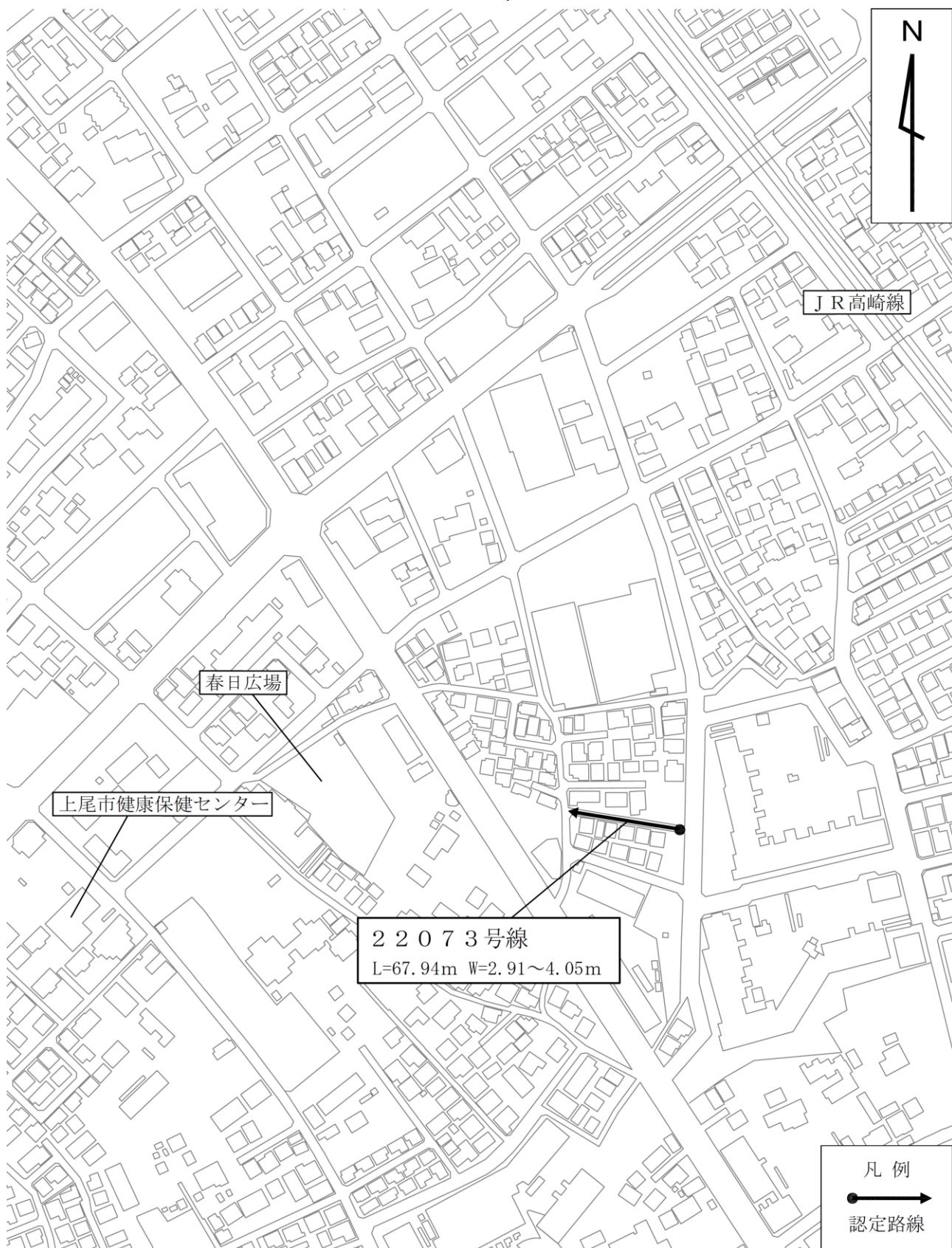
2ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

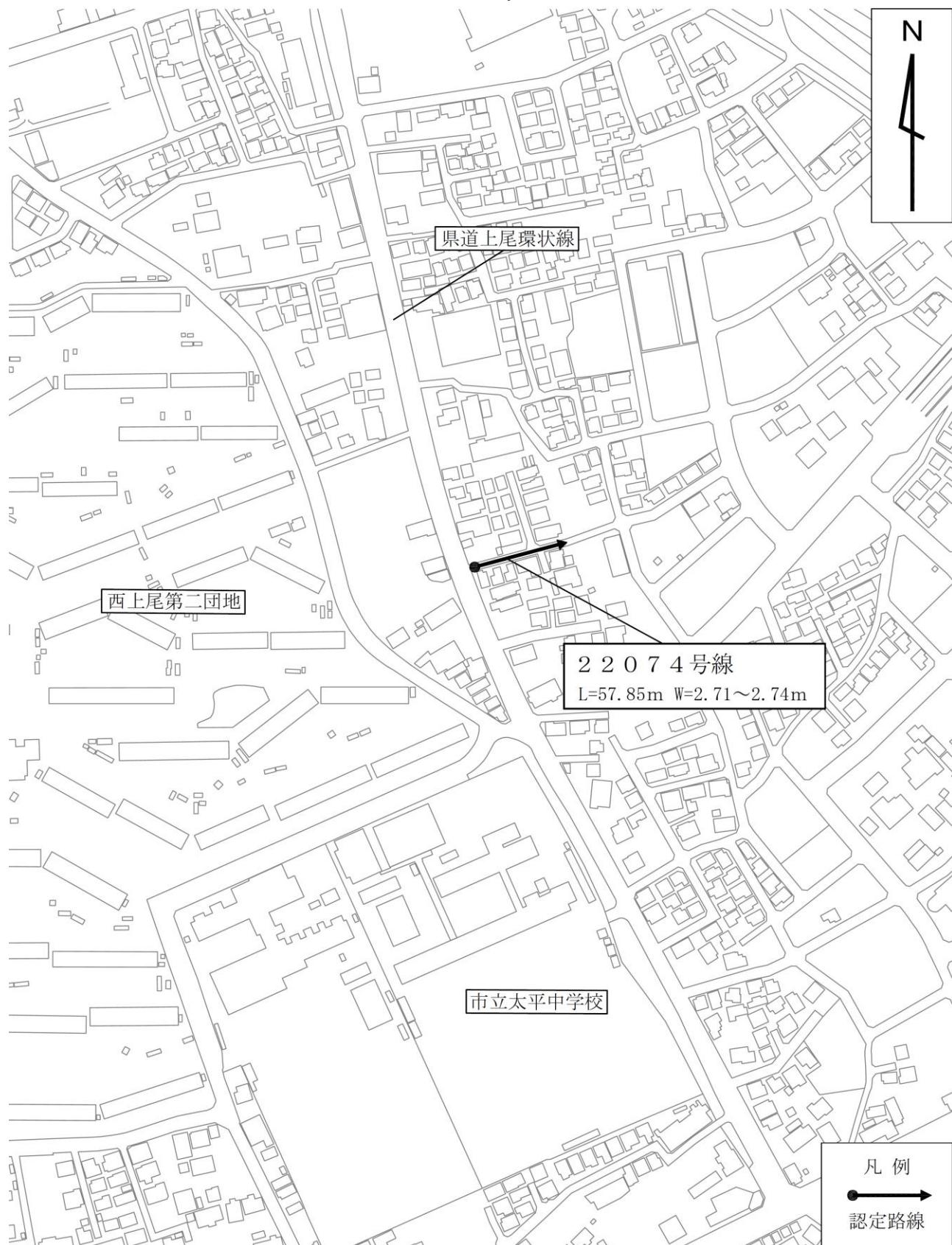
2ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

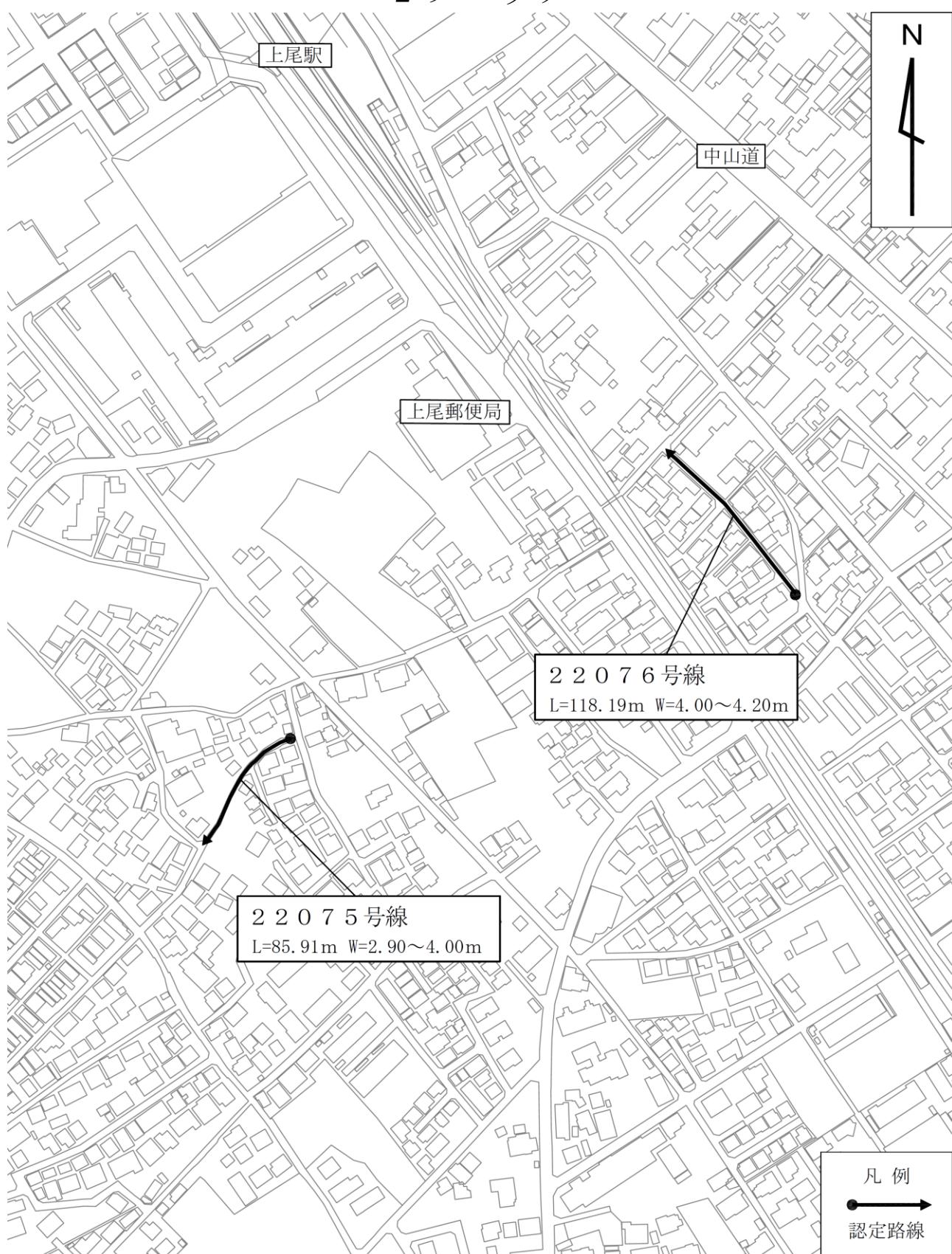
2 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

2ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

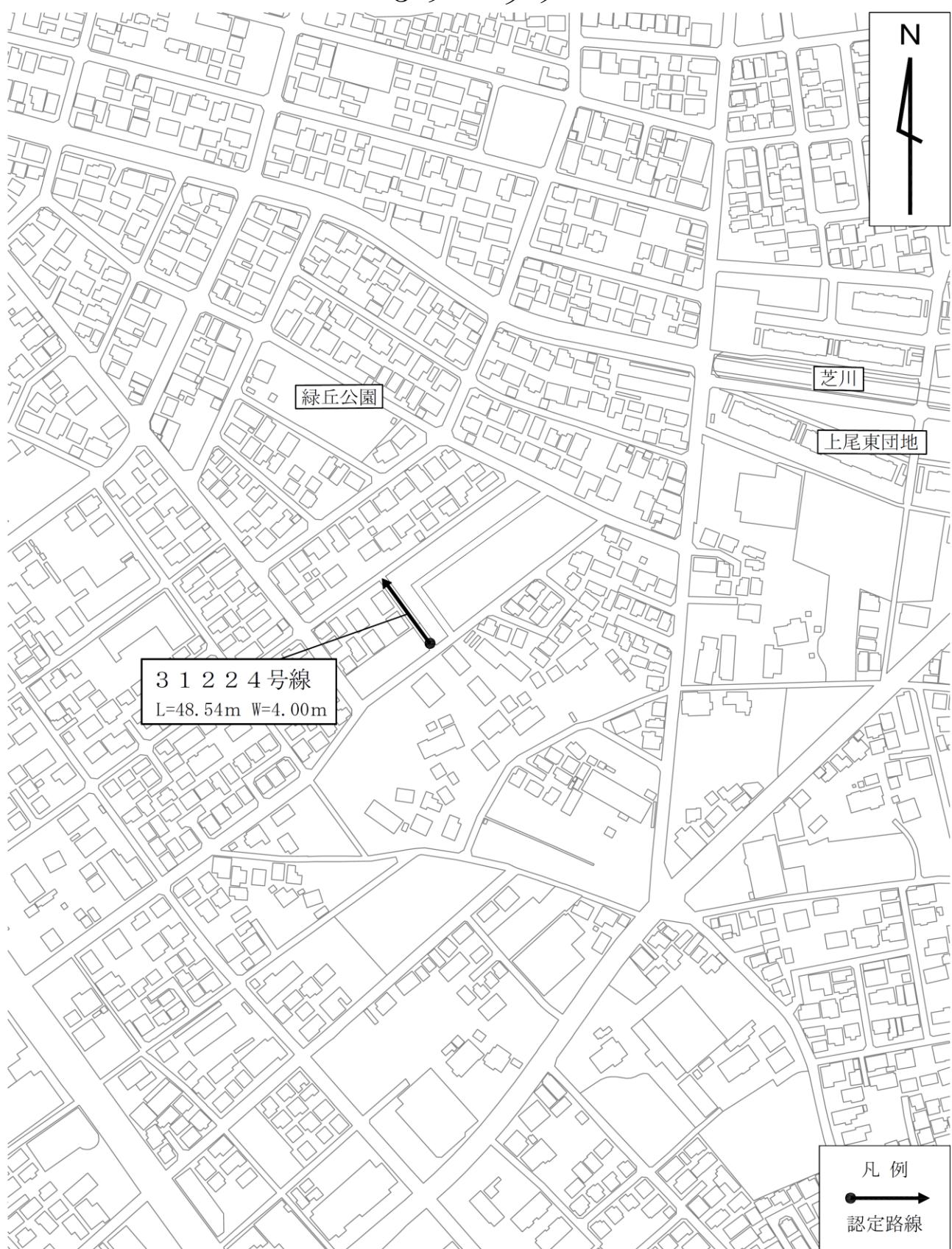
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

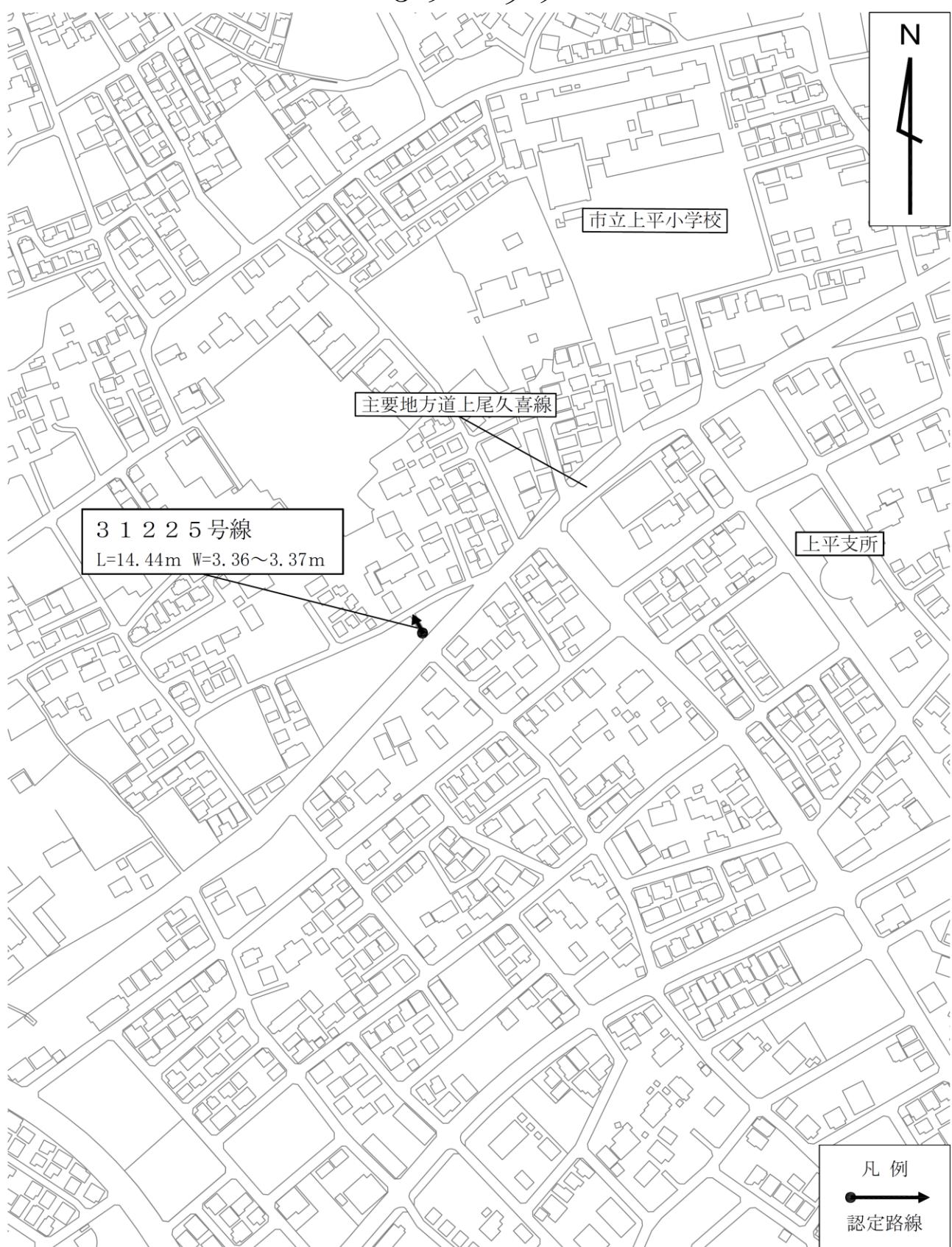
3 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

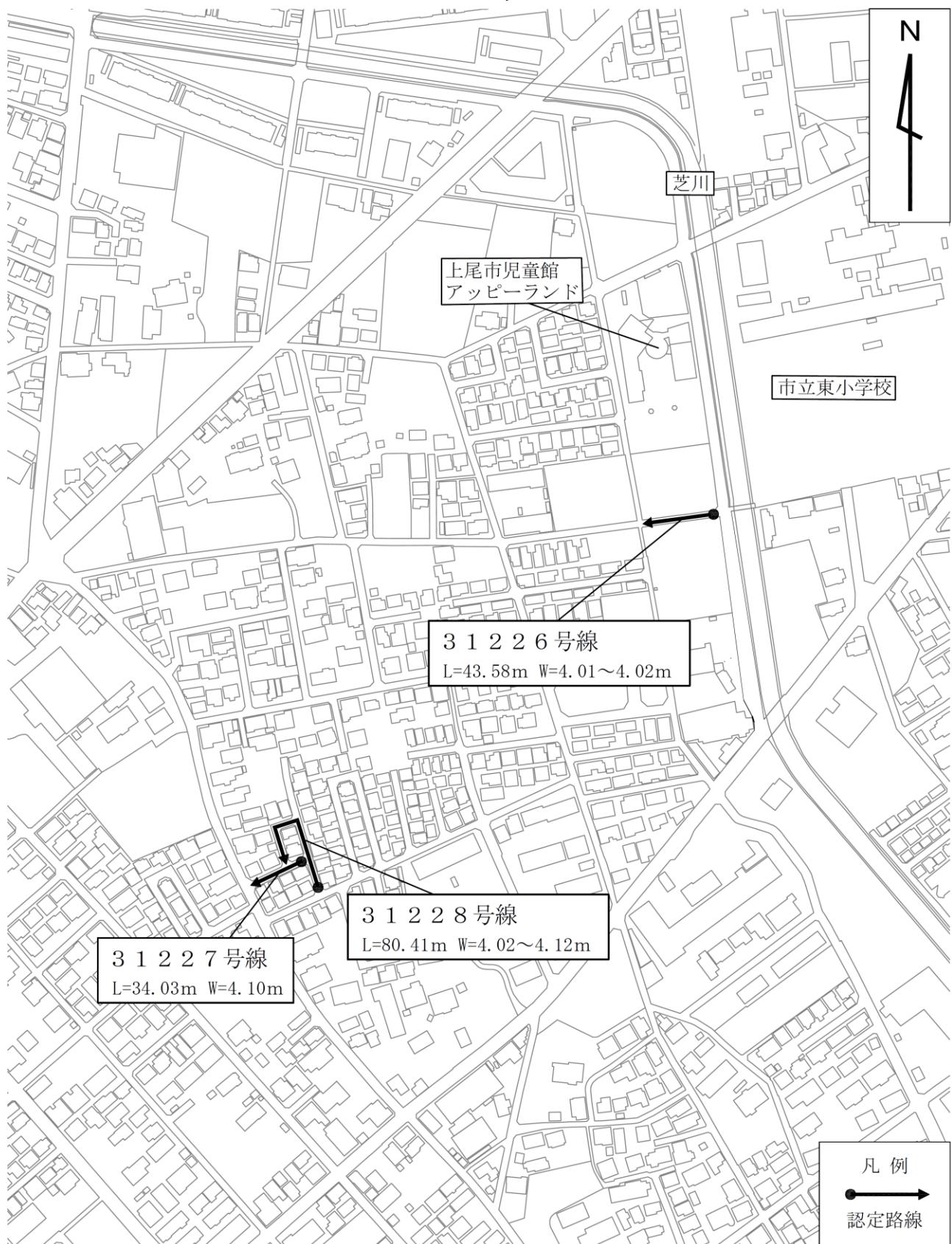
3ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

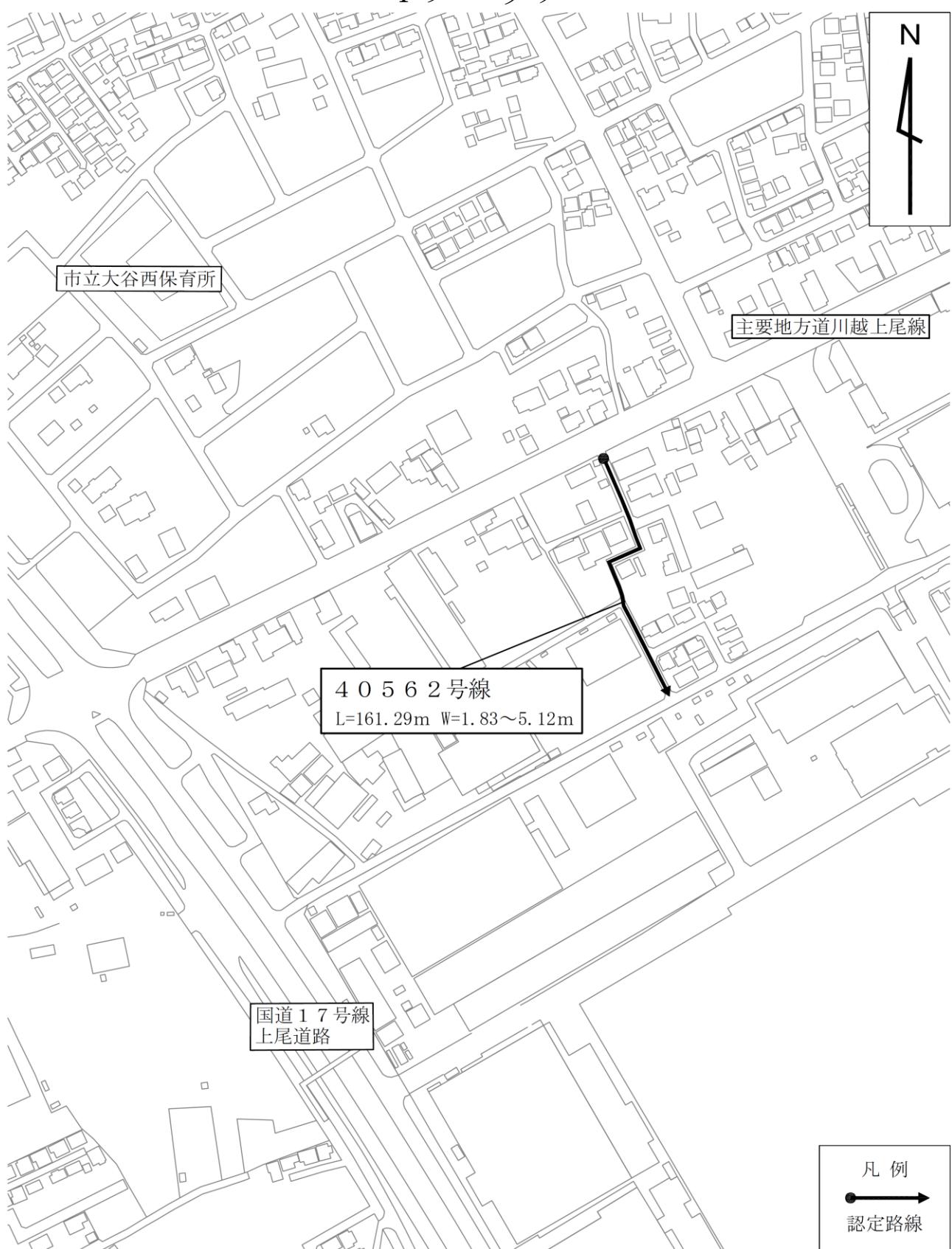
3 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

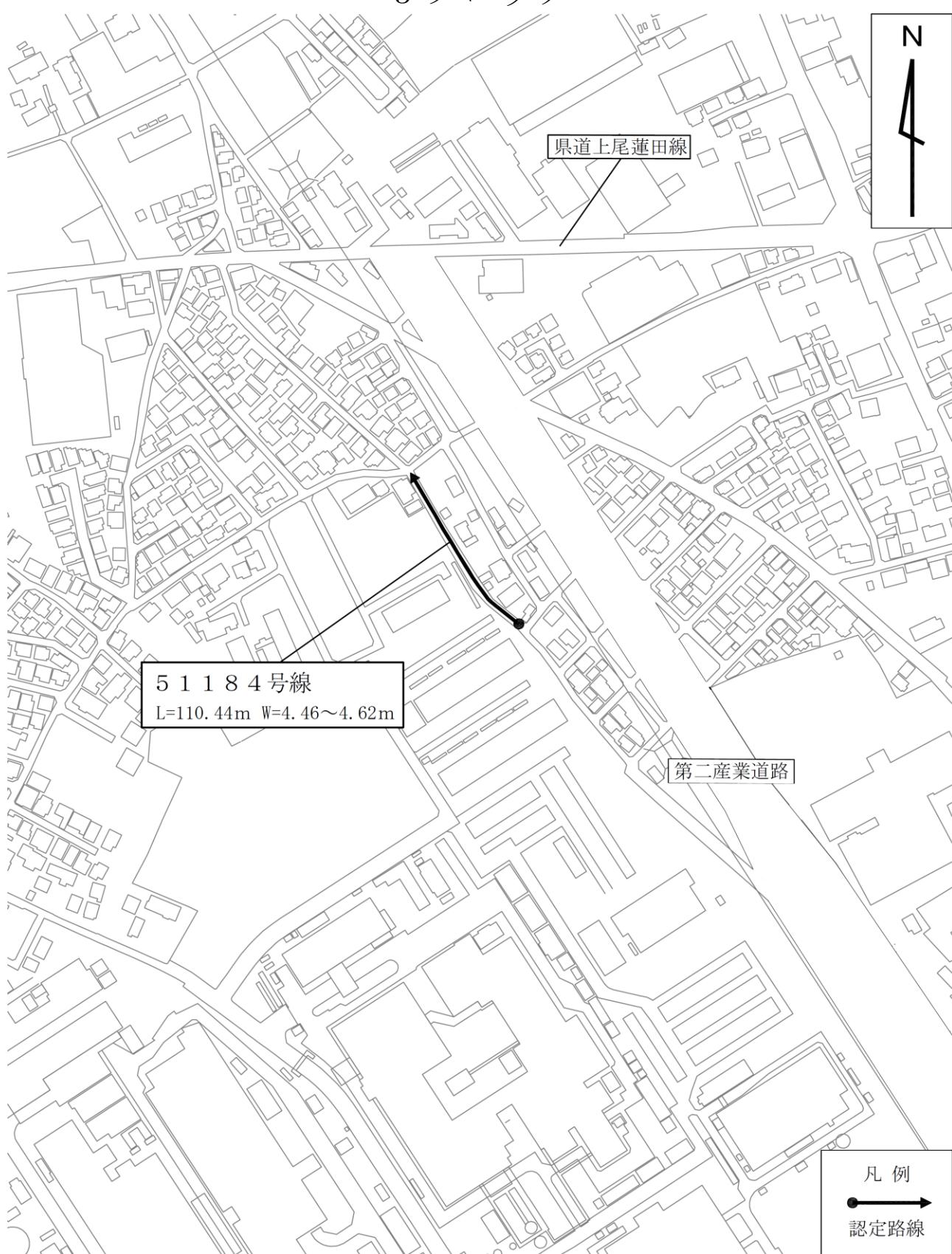
4 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

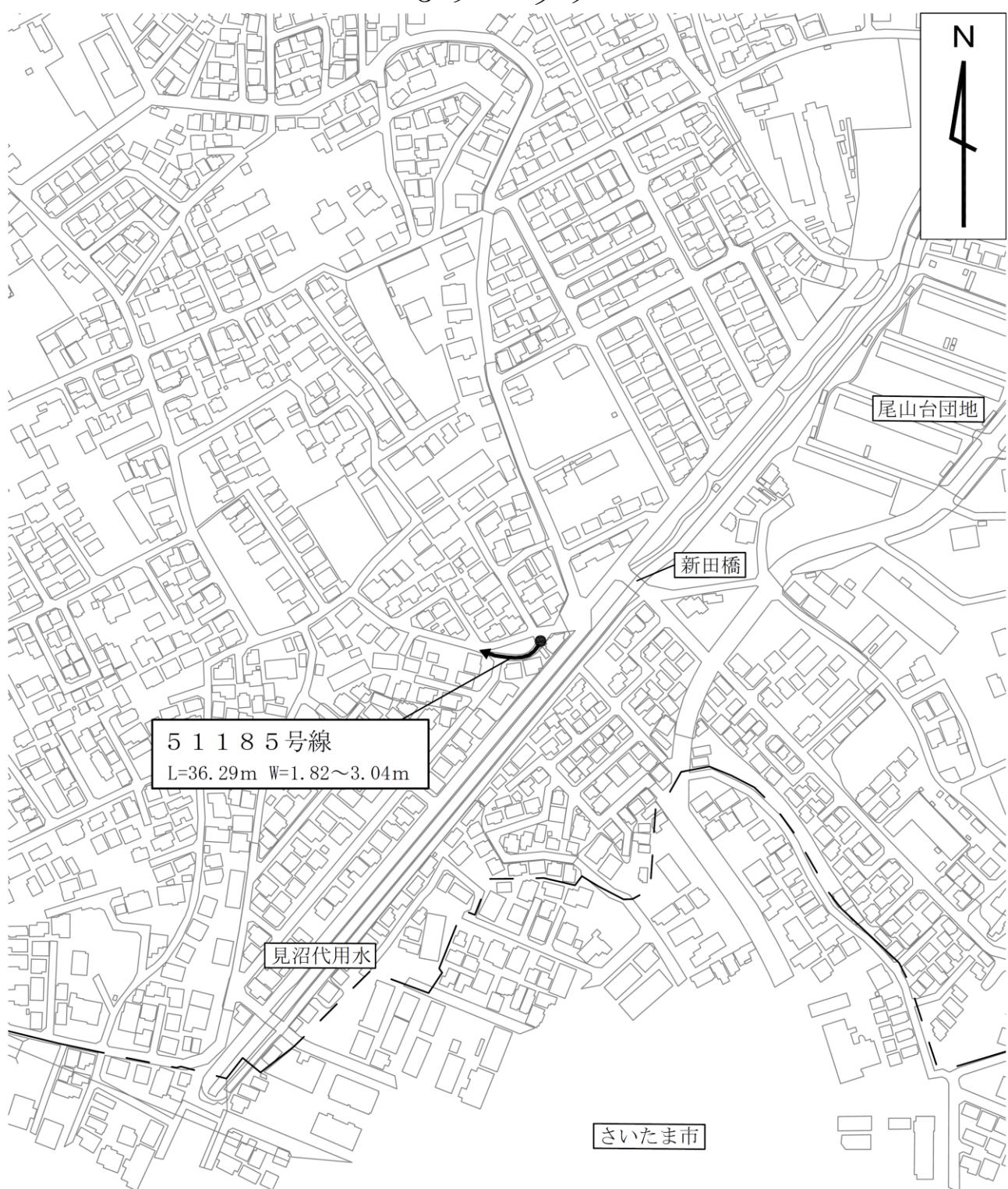
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5 ブロック



尾山台団地

新田橋

51185号線

L=36.29m W=1.82～3.04m

見沼代用水

さいたま市

凡 例

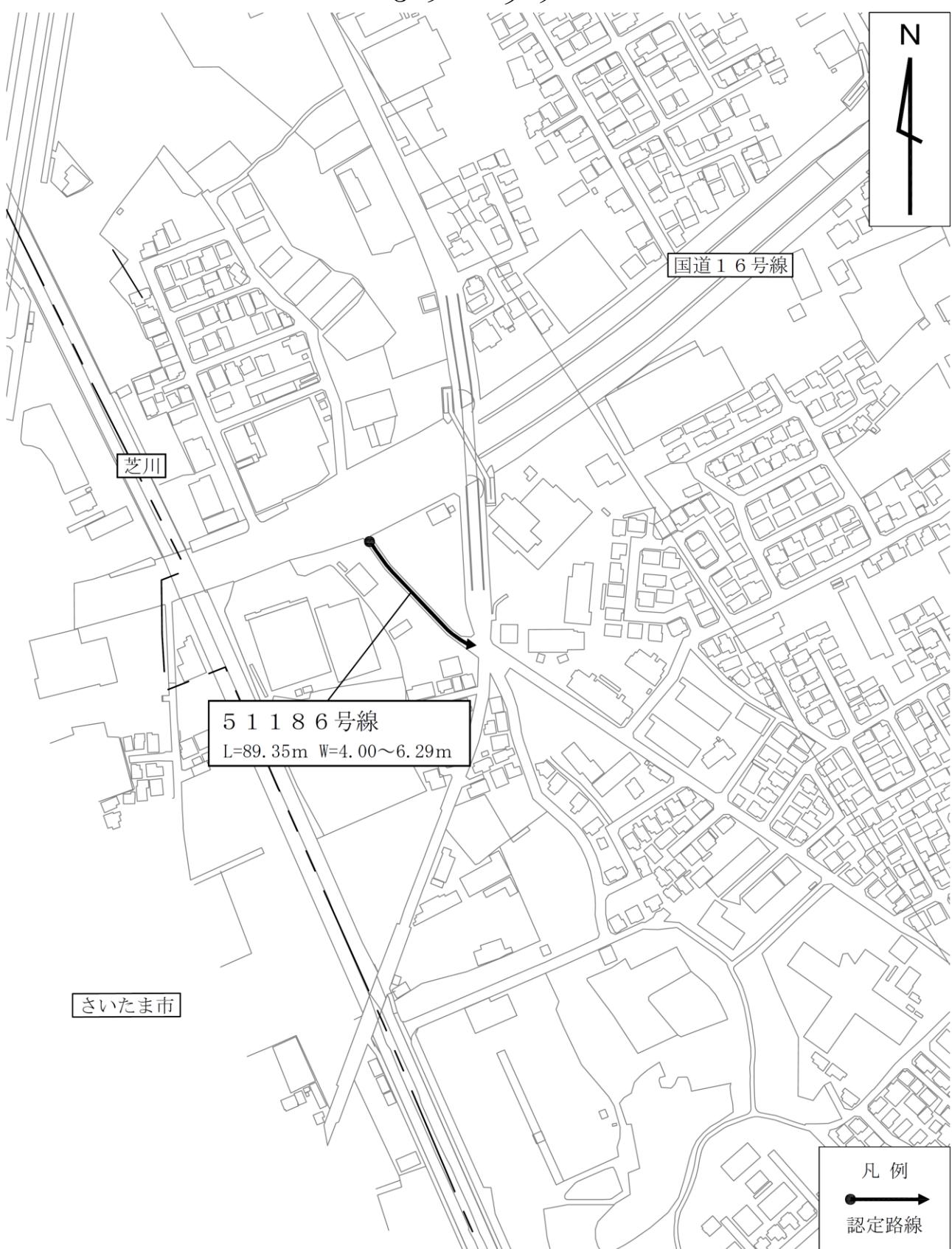


認定路線

認定路線図（位置図）

1 : 3,000

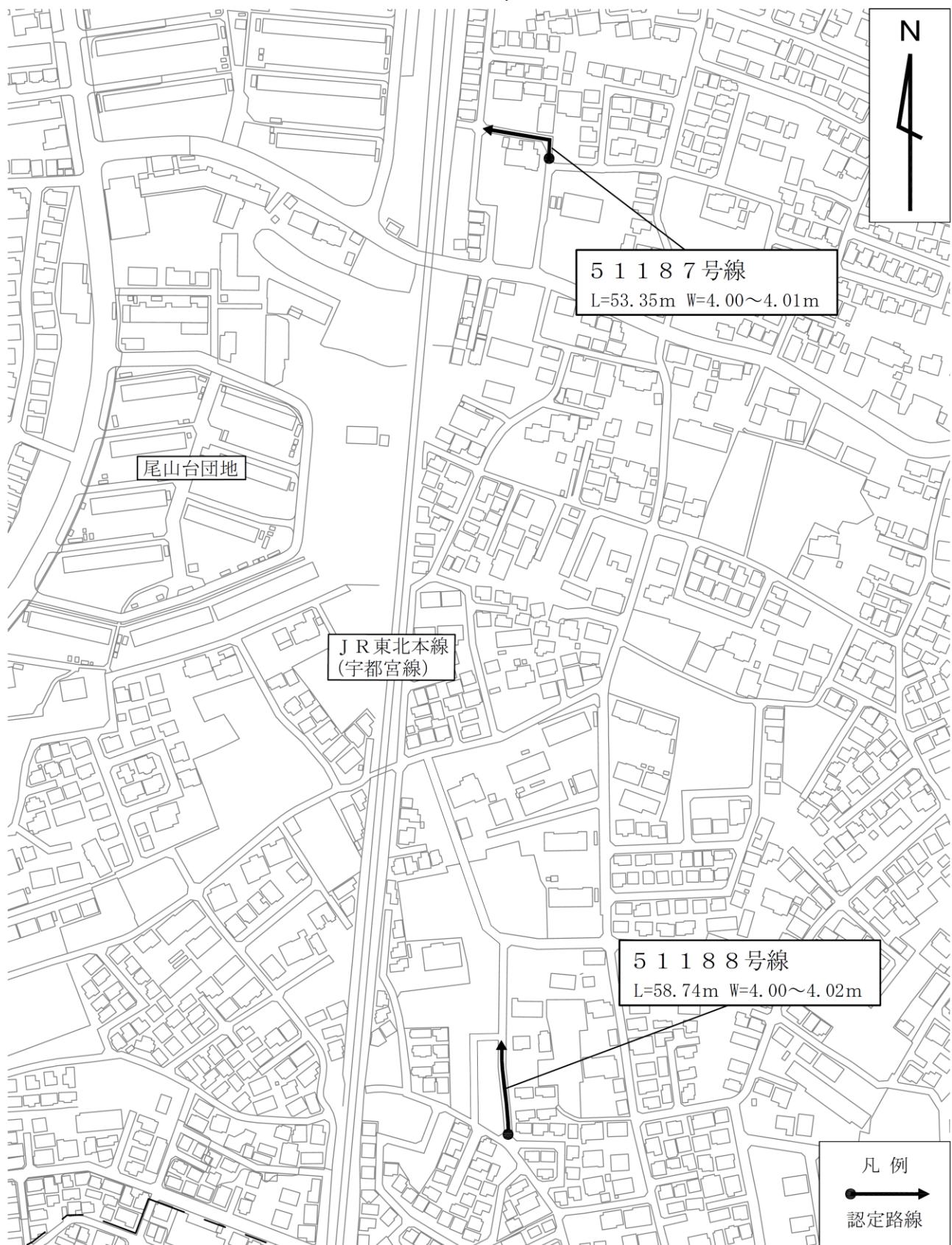
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

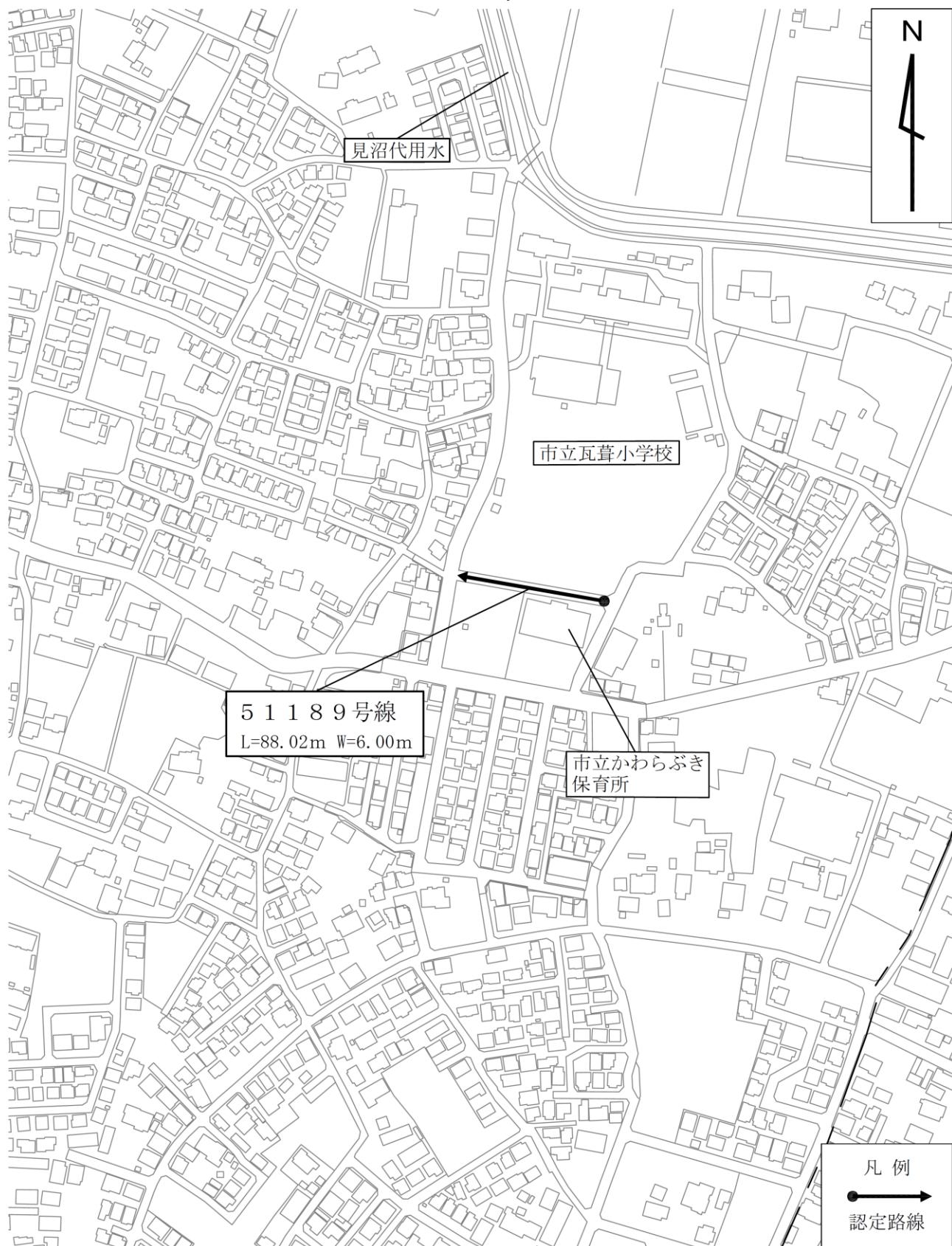
5 ブロック



認定路線図（位置図）

1 : 3,000

5ブロック



議案第28号

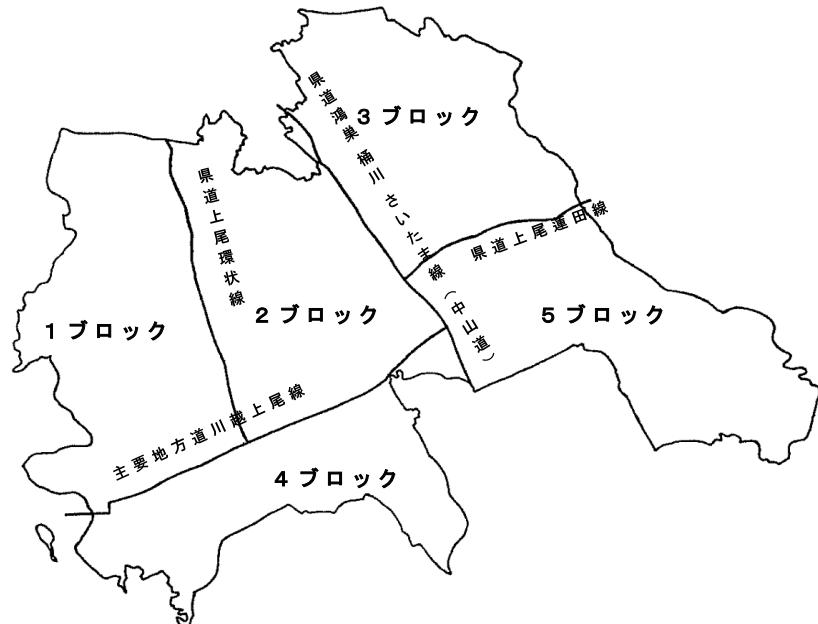
市道路線の認定について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由	本市と桶川市の行政境界に係る道路について、路線の再編成を行う必要があるため、当該道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、提案するもの
--------	--

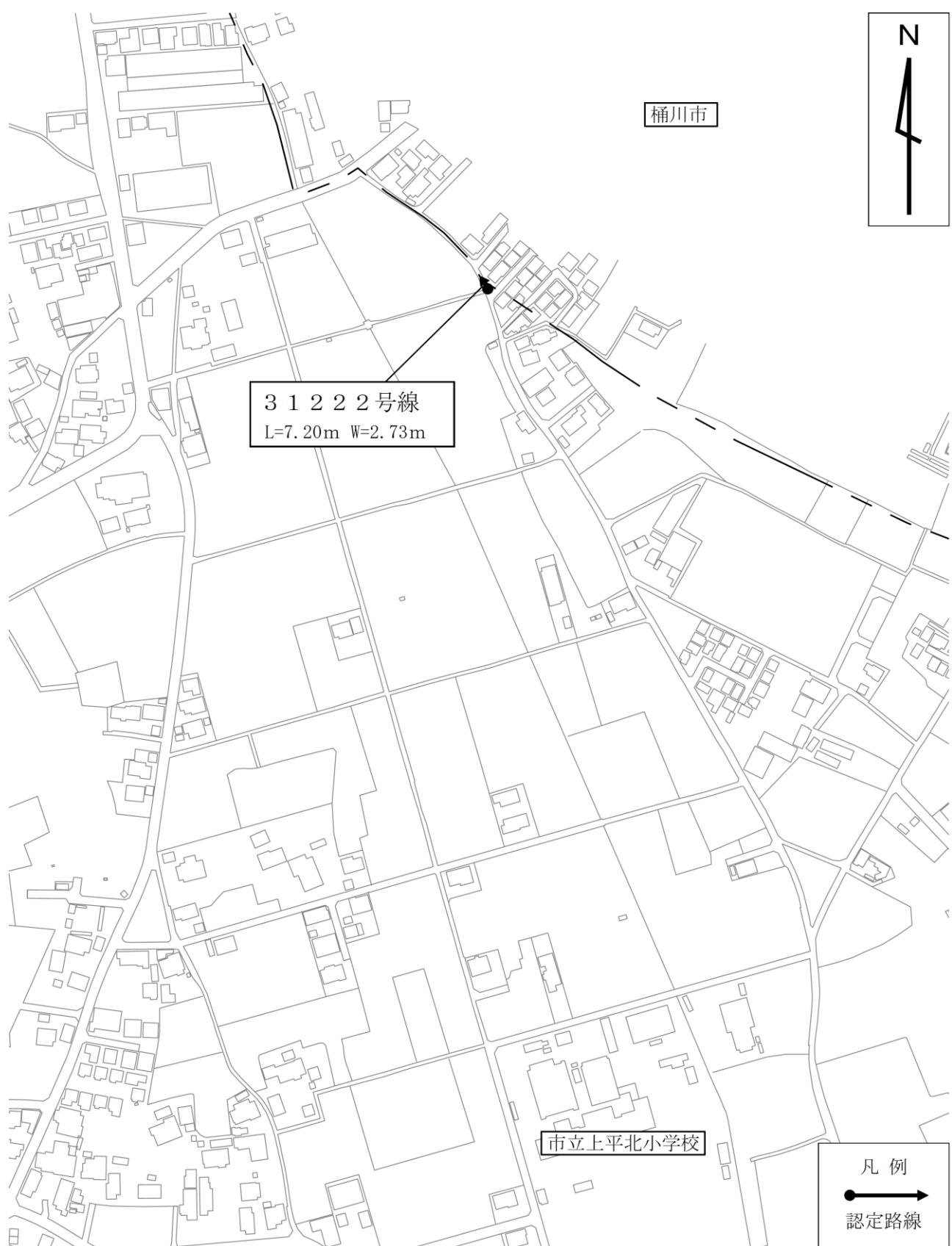
2 内容	桶川市と行政境界を確認したため、市道路線を認定する。								
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>路線名</th><th>路線数</th><th>延長 (m)</th></tr></thead><tbody><tr><td>3 ブロック</td><td>31222号線</td><td>1</td><td>7.20</td></tr></tbody></table>		区分	路線名	路線数	延長 (m)	3 ブロック	31222号線	1	7.20
区分	路線名	路線数	延長 (m)						
3 ブロック	31222号線	1	7.20						

市道路線ブロック区分図



認定路線図（位置図）

1 : 3,000
3 ブロック



議案第29号

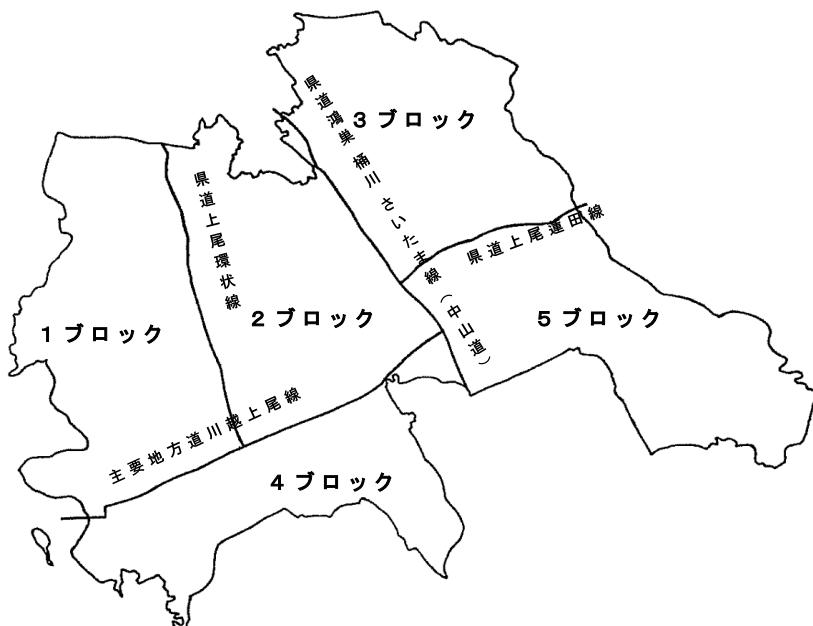
市道路線の廃止について

(都市整備部建設管理課)

1 提案理由	本市と桶川市の行政境界に係る道路について、桶川市と認定が重複する路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、提案するもの
--------	--

2 内容	桶川市と認定が重複する市道路線を廃止する。 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>路線名</th><th>路線数</th><th>延長 (m)</th></tr></thead><tbody><tr><td>3 ブロック</td><td>30138号線</td><td>1</td><td>100.69</td></tr></tbody></table>	区分	路線名	路線数	延長 (m)	3 ブロック	30138号線	1	100.69
区分	路線名	路線数	延長 (m)						
3 ブロック	30138号線	1	100.69						

市道路線ブロック区分図



廃止路線図（位置図）

1 : 3,000

3 ブロック

